

(公印省略)

8大木地第7号  
令和8年4月13日

区 長 各 位

大 木 町 長 広 松 栄 治  
(地域づくり課)

コミュニティ施設整備補助金に係る事前要望調査票の提出について

陽春の候、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃から行政運営に対し、御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、コミュニティ施設整備補助制度は、身近なコミュニティである地区や公民館におけるまちづくり活動を行う上で、必要とされる備品の購入やコミュニティ施設の建設・改修を支援するものです。

町では、自治活動を行う上で、地域におけるまちづくり活動の活性化と社会教育の充実を図るために、毎年度、各地区の要望を調査しております。

つきましては、各補助制度の申請を要望される場合は、下記により要望調査票を提出いただきますようお願いいたします。

#### 記

1. 対象となる団体 自治区または公民館 単位
2. 提出期限 令和8年5月14日(木)
3. 提出書類

- ①大木町コミュニティ施設整備補助金 事前要望調査票
- ②調査票に添付する書類(事前要望調査票に記載しています)

※応募多数の場合は、別添資料に記載した優先順位をもとに申請できる地区を決定します。

※結果については、5月下旬に地区の代表者へご連絡いたします。

4. 提出先 大溝コミュニティセンター  
大莞コミュニティセンター  
木佐木コミュニティセンター(大木町図書・情報センター内)

5. 問合せ先

大木町役場 地域づくり課協働推進係 石橋・鳥取

TEL 0944-32-1047(直通) 大木町図書・情報センター

## 令和 8 年度 コミュニティ施設整備補助制度(概要)

### (1) 備品購入

※既に交付を受けている場合は、原則として5年間要望調査票を提出できません。

※要望調書の有効期限は1年です。(宝くじ、町補助の同時要望は可とします。)

補助の種類	1. 宝くじ補助金	2. 大木町補助金
補助額	助成額は100万円以上250万円までで10万円未満は切り捨て(自己負担)となります。 補助率100% 希望する地区は、事前にご相談ください。	補助率:1/2以内 補助対象経費の1/2または100万円のいずれか低い額 ※補助対象経費10万円以上
対象となる備品	エアコン、テレビ(テレビ台)、冷蔵庫、音響設備、放送設備など	机・椅子など
実施年度	<b>令和9年度実施分</b> →R9.4月以降の実施になります。	<b>令和8年度実施分</b> →本年5月以降の実施になります。
備考	※自治総合センターの実施要項に基づく実施となります。 ※補助申請地区選定後、申請書類の提出が必要です。 ※宝くじ補助金は、 <b>採択されない場合もあります</b> 。県からの補助決定通知は令和9年3月末予定。	※補助地区選定後、申請書類の提出が必要です。 ※台風・地震等の災害保険代が請求できるときは、その金額を除いた額が補助対象経費となります。 ※補助対象経費は、予算の範囲内となります。
採択優先順位	要望地区が複数で予算額以上の申請があった場合、以下の順で優先順位を判断します。 ①今まで採択のなかった地区 ②前年度に宝くじ補助金の申請を行い、県の採択がなかった地区 ③累計補助額が少ない地区(建築改修工事の費用を除く) ④上記同数の場合は抽選 ※補助金採択後15年経過で、採択数、累計補助額はリセットします。	

### (2) 小規模改修工事

※既に交付を受けている場合は、原則として5年間要望調査票を提出できません。

※要望調書の有効期限は1年です。

補助の種類	3. 大木町補助金
補助額	補助率:1/2以内 補助対象経費の1/2または100万円のいずれか低い額 ※補助対象経費は10万円以上300万円以下
対象となる工事	300万円以下のコミュニティ施設の改修工事
実施年度	<b>令和8年度実施分</b> ※補助地区選定後、申請書類の提出
採択優先順位	(1) 備品購入と同様

**(3) 新築・大規模建築改修工事** ※宝くじ、町補助の同時要望は不可

※コミュニティ施設を下記補助金又は他の補助金で建替えた場合（300万円以上の大規模改修、増改築を含む）、15年間は要望調査票を提出できません。

※要望調書の有効期限は1年です。

補助の種類	4. 宝くじ補助金	5. 大木町補助金
補助額	補助対象経費の 3/5 以内に相当する額。上限 2,000 万円。	補助対象経費の 3/5 以内に相当する額。上限 1,000 万円。
対象となる工事	施設の新築または大規模修繕、それに伴う附帯設備、備品購入費用、設計・工事監理業務委託費。 ※工事費用には、浄化槽設置費用も含める。 ※用地取得費用、造成費用、既存施設又は設備等の修理、修繕、解体・撤去費用、 <u>外構工事</u> に要する費用は除く。	300万円を超える施設の新築、改修工事、それに伴う附帯設備、机、椅子等の購入費用。 ※用地取得費用、造成費用、既存施設の解体・撤去費用、 <u>浄化槽設置費用</u> は除く。
着工年度	<u>令和9年度着工分</u>	<u>令和9年度着工分</u>
備考	※補助申請地区選定後、申請書類の提出が必要です。 ※建物の保存登記が必要です。（地縁団体の認可も必要です。） ※土地の所有者が異なる場合は、承諾書等が必要です。 ※宝くじ補助金は <u>採択されない場合もあります</u> 。	※補助地区選定後、申請書類の提出が必要です。 ※土地の所有者が異なる場合は、承諾書等が必要です。
採択優先順位	要望地区から複数申請があった場合、以下の順で優先順位を判断します。 ①今まで採択のなかった地区 ②前年度に宝くじ補助金の申請を行い、県の採択がなかった地区 ③上記同数の場合は抽選	